

通帳レス口座に係る追加規定

1. 追加規定の適用範囲等

- (1) この追加規定は、通帳レス口座に適用される事項を定めるものです。（ただし、「京都中信アプリ」で口座開設した通帳レス口座は、『「京都中信アプリ」からの口座開設に係る特約』が優先して適用されます。）
- (2) この追加規定は、「預金共通規定」「普通預金規定」「総合口座取引規定」（以下、「各種預金規定」といいます。）の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この追加規定の定めがない事項に関しては各種預金規定が適用されるものとします。
- (3) この追加規定において使用される語句は、この追加規定において定義されるもののほかは各種預金規定に従います。

2. 通帳レス口座

- (1) 通帳レス口座は、普通預金（総合口座）が対象です。
- (2) 通帳レス口座は、通帳を発行いたしません。
- (3) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行が必須です。
- (4) 通帳レス口座の残高や取引明細等は、「京都中信アプリ」の残高・取引明細照会サービスを利用して、お客さま自身で確認することができます。
- (5) 各種預金規定において、通帳の提示が定められている事項については、通帳に代えてキャッシュカードまたは当金庫所定の有効な口座情報を提示してください。

3. 有通帳口座から通帳レス口座への切替え

- (1) 通帳を発行している口座（以下、「有通帳口座」といいます。）から通帳レス口座へ切替える場合は、「京都中信アプリ」にて所定の切替手続きが必要です。
- (2) 「京都中信アプリ」で所定の切替手続き完了後は、通帳はご利用いただけなくなります。

4. 通帳レス口座から有通帳口座への切替え

- (1) 通帳レス口座から有通帳口座に切替える場合は、当金庫窓口にて当金庫所定の依頼書に記名して、通帳レス口座のキャッシュカードおよび顔写真付き本人確認書類とともに提出してください。
- (2) 通帳レス口座から有通帳口座に切替える場合は、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (3) 有通帳口座に切替えた場合、通帳レス口座期間の入出金明細は記帳されません。

(4) 通帳レス口座から有通帳口座への切替えは1回限りとさせていただきます。

5. 預金の預入・払戻

通帳レス口座は、当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入支払機（現金自動支払機を含む。）において、キャッシュカードを利用することにより、預金の預入・払戻を行うことができます。

6. 口座の解約

通帳レス口座を解約する場合は、当金庫窓口にて当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により所定の欄に記名押印して、本口座のキャッシュカードとともに提出してください。

7. 規定の変更

(1) 当金庫は、この追加規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2025年10月1日現在)